

公立大学法人敦賀市立看護大学授業料等徴収規程

平成26年4月1日

公立大学法人敦賀市立看護大学規程第25号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人敦賀市立看護大学（以下「法人」という。）における授業料その他の料金の徴収及び免除について定めるものとする。

(授業料等の徴収)

第2条 法人は、法人の設置する敦賀市立看護大学（大学院及び助産学専攻科を含む。以下「本学」という。）の入学試験を受けようとする者から入学検定料を、本学に入学する者（以下「入学者」という。）から入学料を、本学の学生（科目等履修生を除く。以下同じ。）から授業料を、本学において看護実習を受けようとする者から看護実習料を、本学の科目等履修生から科目等履修料を、本学において授業を聴講する者から聴講料を、それぞれ徴収する。

2 入学検定料、入学料、授業料、看護実習料、科目等履修料及び聴講料（以下「授業料等」という。）の額は、別表第1のとおりとする。

3 授業料等の納入期限及び当該納入期限に納入すべき額は、別表第2のとおりとする。

(長期履修者に係る授業料の額)

第2条の2 前条第2項の規定にかかわらず、本学の大学院に在学する学生のうち標準修業年限を超える一定の期間にわたって当該課程を履修することを認められた者（以下「長期履修者」という。）から徴収する授業料の年額は、当該履修することを認められた期間（入学する年度を含む。以下「長期履修期間」という。）に限り、次の各号に掲げる長期履修者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 入学の日に長期履修者として認められた者 別表第1に掲げる授業料の年額に2を乗じて得た額を長期履修期間の年数で除して得た額（10円に満たない端数があるときは、これを切り上げた額）

(2) 1年次の3月に長期履修者として認められた者 入学年度にあつては別表第1に掲げる授業料の年額、入学年度後の年度にあつては別表第1に掲げる授業料の年額を長期履修期間の年数から1を差し引いた年数で除して得た額（10円に満たない端数があるときは、これを切り上げた額）

(長期履修期間の短縮に係る授業料の徴収方法の特例)

第2条の3 長期履修期間の短縮を認める場合は、大学院を修了するまでに、短縮された期間の授業料を繰り上げて徴収するものとする。

(授業料等以外の料金の徴収)

第3条 法人は、本学の学生その他の者の求めに応じて証明書を交付するときは、その交付を受ける者から手数料を徴収する。

2 前項の手数料の額、納入期限及び当該納入期限に納入すべき額は、別表第3のとおりとする。

3 法人は、本学における公開講座を受講する者から、当該公開講座の受講料（以下「公開講座受講料」という。）を徴収することができる。

4 公開講座受講料の額、納入期限及び当該納入期限に納入すべき額は、別表第4のとおりとする。

5 法人は、本学における教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第9条の3の規定に基づく免許状更新講習を受けようとする者から、教員免許状更新講習受講料を徴収する。

6 教員免許状更新講習受講料の額、納入期限及び当該納入期限に納入すべき額は、別表第5のとおりとする。

(料金以外の諸費の収受)

第4条 前2条の規定は、本学の授業において行う実験、実技、実習等について、法人が実費相当額の費用を収受し、又は法人がその施設、設備又は財産を使用する者から使用の対価を収受することを妨げない。

2 前項に定める金員の収受に関して必要な事項は、別に定める。

(入学料の免除)

第5条 法人は、入学者が次の各号のいずれかに該当するときは、その申請により、入学料の全部又は一部を免除することができる。

(1) 入学前1年以内において、入学者又はその生計を主として維持している者（以下「生計維持者」という。）の居住している家屋が、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた災害その他の災害により損壊したこと。

(2) 入学前1年以内において、生計維持者が死亡し、又は疾病により90日を超えて就労できない状態に陥ったこと。

(3) 前2号に掲げるもの以外の経済的理由により、入学料の納付が困難であること。

2 法人は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、入学手続の時点において敦賀市内に住所を有するときは、その申請により、入学料の全部を免除する。

(1) 本学の学部を卒業する者が引き続き本学の大学院又は助産学専攻科に入学するとき。

(2) 本学の大学院を修了する者（本学の学部卒業に引き続き本学の大学院に入学した者に

限る。)が引き続き本学の助産学専攻科に入学するとき。

(3) 本学の助産学専攻科を修了する者(本学の学部卒業に引き続き本学の助産学専攻科に入学した者に限る。)が引き続き本学の大学院に入学するとき。

3 前2項の規定による入学料の免除の申請は、入学料免除申請書(様式第1号)を、入学者と入学後にその保証人となるべき者が連署した上、法人の理事長(以下「理事長」という。)に提出することにより行うものとする。

4 前項の規定により入学料の免除の申請をした者に対しては、理事長が別に定める日まで入学料の徴収を猶予する。

(授業料の免除)

第6条 授業料は、授業科目の履修の有無にかかわらず納入しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、法人はその学期の授業料を免除する。

(1) 学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第18条第1項各号に定める伝染病を理由とする出席停止が、当該学期の全期間にわたるとき。

(2) 本学の許可を受けてする留学、休学その他正当な理由により、その学生が本学において履修しない期間が当該学期の全期間にわたるとき。

2 理事長は、経済的な理由によって授業料の納付が困難で、かつ成績優秀と認められる学生に対し、授業料の全部又は一部を免除することができる。

3 理事長は、次の各号に掲げる理由により、授業料の納付が困難になったと認められる学生に対し、授業料の一部を免除することができる。

(1) その学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が倒産その他勤務先の都合により失業したこと。

(2) 学資負担者がその主たる事業の廃止により失業したこと。

(3) 学資負担者が死亡したこと。

4 前項の規定による授業料の免除は、各学生について1回限り、授業料の納付が困難となった理由となった事実が授業料を納付すべき学期の開始前6月以内に発生した場合に行うものとする。

5 第2項又は第3項の規定による授業料の免除を受けようとする者は、授業料免除申請書(様式第2号)を、保証人と連署した上、別に指定する期限までに理事長に提出しなければならない。

6 前条第4項の規定は、前項の場合に準用する。

(入学料及び授業料の免除の取消し)

第7条 理事長は、前2条の規定による入学料又は授業料の免除を受けた者が、虚偽の事実によってその申請を行っていたことが判明したときは、当該免除を取り消すものとする。虚偽の事実によって免除の申請を行った事実が当該学期を過ぎて判明したときも、同様と

する。

- 2 前項の規定により免除の取消しを受けた者は、免除を受けた額及び当該免除を受けた日から完済に至るまで年5パーセントの割合による金員を、法人に納入しなければならない。
- 3 前項の規定による納入は、免除の取消しを受けた日から20日以内（その期限に当たる日が金融機関の休業日であるときは、その直後の営業日まで）に行わなければならない。

（休学等における授業料の取扱い）

第8条 休学を許可され、又は休学を命ぜられた学生に対しては、休学した日の属する学期の次の学期（休学した日が学期の初日であるときは、当該学期）以降、休学期間中の授業料を免除する。

- 2 前項の場合において、休学した日が当該学期の授業料の納入期限より前であるとき（休学した日が当該学期の初日であるときを除く。）は、その学生が当該学期において納付すべき授業料の額を6で除し、休学を開始する日の属する月の翌月から当該学期の最後の月までの月数を乗じて算出した額の授業料を併せて免除することができる。
- 3 学期の途中において復学する学生の当該学期分の授業料は、その学生が当該学期において納付すべき授業料の額を6で除し、復学する日の属する月から当該学期の最後の月までの月数を乗じて算出した額とし、復学の日から20日以内（その期限にあたる日が金融機関の休業日であるときは、その直後の営業日まで）に納入するものとする。
- 4 停学処分を受けた学生は、停学の期間中も授業料を納入しなければならない。
- 5 退学しようとする学生は、退学する日が属する学期分までの授業料等を、退学する日までに納入しなければならない。

（授業料等の不還付）

第9条 既納の授業料等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、還付しない。

- （1）第6条第1項各号に該当する者が、出席停止又は本学において履修しない期間の分の授業料を納入した場合
- （2）看護実習料を納入した者が、本人の責めによらない事由により、当該学年において一度も看護実習を受けることができなかった場合
- （3）前2号のほか、特に授業料等を還付すべき理由があると理事長が認める場合

（委任）

第10条 この規程に定めるもののほか、料金の徴収及び免除に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則（平成27年公立大学法人敦賀市立看護大学規程第12号）
この規程は、平成28年4月1日より施行する。

附則（平成29年公立大学法人敦賀市立看護大学規程第3号）
この規程は、公布の日から施行し、平成29年10月1日から適用する。

附則（平成30年公立大学法人敦賀市立看護大学規程第6号）
この規程は、平成30年4月1日より施行する。

別表第1（第2条関係）

区分（授業料等の種類等）		算定基礎	金額（円）	
入学検定料	大学院生	1件につき	30,000	
	助産学専攻科生		18,000	
	学部生		17,000	
	科目等履修生（学部・大学院）		9,800	
入学金	学部生・大学院生	1件につき	市内者	166,000
			市外者	332,000
	助産学専攻科生		市内者	99,600
			市外者	199,200
	科目等履修生 （学部・大学院）		市内者	16,600
			市外者	33,200
授業料	大学院生	1年につき	535,800	
	助産学専攻科生		535,800	
	学部生		535,800	
看護実習料	実習を受ける学部生	1年につき	25,000	
	実習を受ける助産学専攻科生		200,000	
科目等履修料	科目等履修生（学部・大学院）	1単位につき	14,800	
聴講料	授業回数が8回の授業科目	1科目につき	市内聴講生	5,900
			市外聴講生	7,400
	授業回数が15回の授業科目		市内聴講生	11,800
			市外聴講生	14,800
	授業回数が30回の授業科目		市内聴講生	23,600
			市外聴講生	29,600

備考

- この表において「市内者」とは、大学院生、助産学専攻科生、学部生又は科目等履修生として本学に入学する者のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 入学の日の1年前から引き続き敦賀市内に住所を有する者
 - (2) 配偶者又は1親等の親族が入学の日の1年前から引き続き敦賀市内に住所を有する者
 - (3) (1)及び(2)に掲げる者のほか、これらの者に準ずる者として理事長が認めた者
- 2 この表において「市外者」とは、大学院生、助産学専攻科生、学部生又は科目等履修生として本学に入学する者のうち、市内者以外のものをいう。
 - 3 前期末に修了又は卒業することとなる学生の授業料については、上記年額の2分の1(10円に満たない端数があるときは、これを切り捨てた額)を徴収しないものとする。
 - 4 この表において「市内聴講生」とは、市内に住所を有する聴講生をいう。
 - 5 この表において「市外聴講生」とは、市内聴講生以外の聴講生をいう。

別表第2（第2条関係）

区分（授業料等の種類等）		納入期限	左の期限に納入すべき額
入学検定料		出願するとき	全額
入学料		入学手続をするとき	全額
授業料	前期分	4月30日	授業料の年額の2分の1に相当する額
	後期分	10月31日	授業料の年額の2分の1に相当する額 (前期末に修了又は卒業する学生については、後期分を徴収しない。)
看護実習料		実習を受けようとする年度の4月30日	全額
科目等履修料	前期開講科目分	4月30日	全額
	後期開講科目分	10月31日	全額
聴講料	前期開講科目分	4月30日	全額
	後期開講科目分	10月31日	全額

本表中の納入期限に当たる日が金融機関の休業日であるとき（入学検定料及び入学料に係るものを除く。）は、その直後の営業日を納入期限とする。

別表第3（第3条関係）

区分（証明書の種類）	金額	納入期限	左の期限に納入すべき額
成績証明書	1通 300円	交付するとき	全額
卒業（修了）証明書			
在学証明書			
健康診断証明書			
卒業（修了）見込証明書			
その他学業成績又は修学状況に関する証明書			

別表第4（第3条関係）

公開講座受講料の額 (徴収する場合)	納入期限	左の期限に納入すべき額
公開講座の開催に係る経費を勘案し、1回あたり1,000円以内で理事長が公開講座ごとに定める額	公開講座実施前において理事長が定める日	全額

備考

公開講座1回は、90分間の講座を標準とする。

別表第5（第3条関係）

教員免許状更新講習受講料の額	納入期限	左の期限に納入すべき額
1時間につき1,000円とする	講習実施前において理事長が定める日	全額

様式第1号（第5条関係）

平成 年 月 日

公立大学法人敦賀市立看護大学 理事長 殿

申請者	住所
	氏名 ㊟
保証人	住所
	氏名 ㊟

入 学 料 免 除 申 請 書

下記の理由により、関係書類を添えて入学料の免除を申請します。

- 入学者又は生計維持者の居住する家屋の罹災
- 生計維持者の死亡
- 生計維持者の疾病（その稼働不能な期間が90日を超える場合に限る。）
- その他の入学料の納付が困難な経済的理由
- 敦賀市内に住所を有し、本学学部卒業に引き続き本学の大学院又は助産学専攻科に入学する者
- 敦賀市内に住所を有し、本学学部卒業生であって本学の大学院修了に引き続き本学の助産学専攻科に入学する者
- 敦賀市内に住所を有し、本学学部卒業生であって本学の助産学専攻科修了に引き続き本学の大学院に入学する者

様式第2号（第6条関係）

平成 年 月 日

公立大学法人敦賀市立看護大学 理事長 殿

申請者	住所
	氏名 ⑩
保証人	住所
	氏名 ⑩

授業料免除申請書

次の理由により、関係書類を添えて授業料の免除を申請します。

1 免除を必要とする理由

2 免除を必要とする学期 平成 年度 期